

2014 新規上場ガイドブック 新旧対照表

2015年1月

JASDAQ編

ページ	新	旧
27 他	<p>(注1)「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼります。例えば、上場申請日の直前事業年度が <u>2014</u> 年3月期である申請会社についての「最近1年間」は、<u>2013</u> 年4月1日から <u>2014</u> 年3月31日までの1年間を意味します。以下、「最近」の起算は同様に取り扱います。</p> <p>※例示している年を更新の上、和暦表記を西暦表記へと変更しております。</p> <p>※その他の箇所についても同様の修正を加えております。</p>	<p>(注1)「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼります。例えば、上場申請日の直前事業年度が <u>平成 25</u> 年3月期である申請会社についての「最近1年間」は、<u>平成 24</u> 年4月1日から <u>平成 25</u> 年3月31日までの1年間を意味します。以下、「最近」の起算は同様に取り扱います。</p>
181	<p>(注1)「役員又は従業員等」とは、①申請会社の役員又は従業員、②申請会社の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、(中略)をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や入社前の者は「役員又は従業員等」には該当しません。<u>また、契約社員についても、原則「役員又は従業員等」には該当しません。</u></p>	<p>(注1)「役員又は従業員等」とは、①申請会社の役員又は従業員、②申請会社の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、(中略)をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や<u>契約社員及び</u>入社前の者は「役員又は従業員等」には該当しません。</p>

ページ	新					旧				
212	支配株主等を有する場合					支配株主等を有する場合				
	上場申請日	支配株主等に関する事項を記載した書面◇	審査期間中に内容に変更があった場合は、最新の内容に更新の上、再度提出。	1部	規則第 204 条① (30) 規則第 229 条の 3 ① (1)	上場申請日	支配株主等に関する事項を記載した書面◇	審査期間中に内容に変更があった場合は、最新の内容に更新の上、再度提出。	1部	規則第 204 条① (30) 規則第 229 条の 3 ① (1)
<u>(削る)</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1227 520 1348 665"><u>//</u></td> <td data-bbox="1348 520 1601 665"><u>確約書</u></td> <td data-bbox="1601 520 1769 665"></td> <td data-bbox="1769 520 1856 665"><u>1部</u></td> <td data-bbox="1856 520 2038 665"><u>規則第 229 条の 3 ① (5)</u></td> </tr> </table>					<u>//</u>	<u>確約書</u>		<u>1部</u>	<u>規則第 229 条の 3 ① (5)</u>
<u>//</u>	<u>確約書</u>		<u>1部</u>	<u>規則第 229 条の 3 ① (5)</u>						

以上